

【工事】

[標準様式例6-2]

(第3回)最終)契約変更の内容

契約変更年月日	令和 7年 9月 25日
契約業者名	幸武建設株式会社
契約業者の住所	茨城県神栖市神栖四丁目 5番 31号
工事の名称	R 6 圏央道高須賀地区改良その6工事 (第3回変更)
工事場所	茨城県つくば市高須賀地先
工事種別	一般土木工事
工事概要 (変更した内容について記述する)	道路改良（上郷地区） 1式 道路土工（指定部分） 1式 法面工（指定部分） 1式 石・ブロック積（張）工（指定部分） 1式 排水構造物工（指定部分） 1式 橋梁付属物（指定部分） 1式 構造物撤去工（指定部分） 1式 仮設工（指定部分） 1式 共通仮設費 1式 運搬費 1式 技術管理費 1式 営繕費 1式
工期（自）	令和 6年 9月 27日
工期（至）	令和 8年 3月 10日
契約前の変更金額	¥203,500,000
変更金額	増 ¥45,980,000
変更後の契約金額	¥249,480,000
	上郷地区 1. 道路土工(指定部分) 現地調査の結果、地盤高に相違があり、掘削工(ICT)及び路体盛土工、路体盛土工(ICT)、法面整形工(ICT)を増工し、路体盛土工(ICT)、道路土工(指定部分)を減工する。 また、当初ICT施工を予定していたが、構造物に近接しており、狭隘な箇所であることからICT施工が困難な箇所があるため、路床盛土工及び法面整形工を追加する。
	2. 法面工(指定部分) 関係機関との協議の結果、種子散布の肥料無から肥料有に変更するため、法面工(指定部分)を増工する。

	<p>3. 石・ブロック積(張)工(指定部分) 現地調査の結果、地盤高に相違があったため、作業土工及びコンクリートブロック工(コンクリートブロック積)を増工する。</p>
	<p>4. 排水構造物工(指定部分) 現地調査の結果、地盤高に相違があったため、作業土工、管渠工、集水桿・マンホール工を増工する。 関係機関との協議の結果、側道の一部が後施工の工事に支障となるため、側溝工を減工する。 また、設計照査の結果、橋台背面アプローチ部の排水の追加する必要が生じたため、背面排水工を追加する。</p>
変更理由	<p>5. 橋梁付属物工(指定部分) 関係機関との協議の結果、隣接する下部工の維持管理を行うため法面部に階段が必要となったことから、検査路工を追加する。</p>
	<p>6. 構造物撤去工(指定部分) 現地調査の結果、本工事の施工に支障となる構造物を撤去する必要が生じたため、防護柵撤去工、排水構造物工、構造物取壊し工、防草シート撤去工、運搬処理工を追加する。</p>
	<p>7. 仮設工(指定部分) 現地調査の結果、既存の坂路では施工済のボックスカルバートが支障となり工事用車両の通行が困難なため、工事用道路工、坂路工、作業ヤード撤去工、交通管理工を追加する。</p>
	<p>8. 共通仮設費</p> <ol style="list-style-type: none"> 1)現地調査の結果、工事用車両の通行による汚損防止の敷鉄板の追加する必要が生じ、運搬費を増工する。 2)監督職員との協議の結果、ICT施工に関する3次元起工測量等の費用及び、盛土材の調達状況に応じた土質試験・試験施工を追加する必要が生じたため、技術管理費を増工する。 3)監督職員と協議した結果、営繕費として快適トイレを追加する。
	<p>9. 工期 工期は元設計のとおりとする。</p>